

法務は国家独占事業である。

独占事業は、民営であろうと、官営であろうと、腐りやすい。顧客の立場、顧客へのサービスという、本来の精神を忘れ、組織や自分たちの利益を図ることに走りやすいのである。それは、法的独占に限らず、事実上寡占状態である企業、さらには、業界トップの企業においても、よく見られる。組織の病理といわれるものである。

その問題点を個々人が突いても、それによって得られる利益は微少であり、独占組織が不当なサービスで得ている利益は巨大であるから、ネズミがライオンに挑むようなもので、社会での批判、訴訟などでは、到底是正できない。規制改革会議の活躍に期待するゆえんである。

法務もこのような独占組織の失敗を免れることは困難である。独占を解体すること、少なくとも、情報の非対称性対策として、情報公開を義務付けることが肝要である。

以下、その問題点をいくつか取り上げて、改善策を念頭において、持論を展開する。

一 新司法試験委員の選任と問題作成のあり方

1 植村疑惑

慶応大学の植村栄治教授は、試験委員でありながら、新司法試験問題作成後、特別の授業を行い、また、試験終了後、慶応の受験生に、再現答案の採点をするといったので、採点基準を漏らすおそれがあるということが問題とされた。このことが司法試験委員解任理由である。

しかし、試験委員であっても、大学の教授でもあるから、授業を特別にしたところで、それだけでは熱心だと褒められても、批判される理由はない。試験委員は授業以外いっさい学生と接触するな、特別の指導をするなというのであれば、それは明示的に徹底されていたのか、植村教授以外にもいないのか、たまたま露見した教授だけが問題とされるのか、調査されるべきであろう。

似た問題を講義したといわれるが、本当に似ているのかは、表では明らかにされず、不明である。都市計画法の問題ということが話題になっているが、植村教授は行政法の問題として取り上げたのだし、試験では、憲法の問題として出題されているから、そんなに近い講義をしたのか、はっきりしない。試験に出る法律を教えるはならないとすれば、試験委員が教えない法律が出題されるようになってしまう。

行訴法などは、出題されるに決まっているので、それを回避する授業はありえない。

話題となった入管法も、最近よく判例に出るから、扱うのはおかしくない。それだけではずすのは不自然である。

新司法試験採点後の答案添削などは、なぜ守秘義務に当たるのか。そもそも採点基準などは、試験終了後は、公表すべきものではないか。本来は、模範解答を公表すべきである。もともと択一の問題を非公表としていたが、そこで、受験生がみんな1問ずつ暗記して、予備校が再現していた。壮大な無駄である。出題ミスを批判されたくない、官僚制の病理である。

なお、小生は大学の試験終了後、模範解答、採点の結果の点数分布状況を公表している。

2 試験委員と法科大学院の隔離

しかし、試験委員と法科大学院教授は、業務が近いから、できるだけ引き離すべきであろう。そうすると、優秀な学者は、法科大学院にいるから、試験委員となれるのは、実務家だけであり、実務家になる試験だから、実務家が試験委員で良いとの意見を聞く。

しかし、これだけでは控除説である。司法試験は、学問、実務を体系的に問う試験であるが、普通の実務家は、個別の案件を断片的に行っているだけであるから、実務家だから、よくわかっているということはありません。もっとも、学者でも、本当によい問題を出す人が担当しているのか、どこで吟味しているのか、何の保障もない制度になっている。

では、どうすればよいか。

設計競技を行って、適切な設計能力のある人に依頼することである。

まちづくりなどでは、まずは設計のコンペを行って、適切な設計ができた業者と随意契約するという手法がよくとられる。新司法試験でも、試験問題作成者を公募する。ここでは、試験問題の例と模範解答、採点基準を示させる。司法試験委員会は、それを審査して、最高点の方と、試験委員就任の交渉を行う。

それでは、だれも応募しないとの反論があるが、それは業務に見合った報酬を出さないからである。適切な応募がある程度まで報酬を値上げすればよい。受験料を取るのだから、その程度の費用は出るはずである。

そして、出題委員は、その年度法科大学院の当該科目は持たないこととする。そうすると、それはまた、当該先生にとっては、他の科目を持たされて負担であるので、出題手当を増額する必要がある。ただ、法科大学院にとっては、試験委員が出ることで、業務負担に変更が生ずることは、当該大学の名誉と相殺になると考えれば、当該の先生に過度な負担配分をしないというのが通常ではないか。出題委員応募者は、そのことを大学当局と交渉の上、応募すればよい。

二 法科大学院教授の選任のありかた

これは文科省・設置審が、論文などで、当該科目との適合性を審査しているだけで、当該科目で多少の論文と称するものを書いていれば、全員〇合になる。そこで、これは最低ライン保障制度であるが、現実には、研究能力も教育能力も何ら担保しない上に、かりに最低ラインは確保できると仮定しても、それから上は、俗な言葉で言えば、みそもくそも一緒、大学の成績で言えば、秀も優も、良、可と一緒にある。

もし規制手法を徹底するなら、学校の成績並みに秀、優も表示すべきである。しかし、それは適切な判定方法がないから無理だろう。こうして、最低ラインをクリアすれば、みな法科大学院教授である。既存の法学部教授が、法科大学院教授になりたいとみな横滑りをしたが、それが可能なのは、この最低ライン制度のためである。

このように、規制手法が、駄目教員を温存している。実務家は、何ら審査する項目なしに、実務家の経験と称するものだけで、教授になっている。

では、どうすればよいか。

模範演技だけを義務付ける。自他の推薦文を入れる。大学法人はそれを見物に来る。そうすれば、業績と教育能力が評価される仕組みになる。ミッシェラン並に、大学教授格付けシステムが複数できて、競争するだろう。

そのうえで、給料は、入札で決める。

こうすれば、秀、優も、可も、能力、業績に応じて評価される。みんな努力するし、秀の先生がいる大学は、授業料も高いが、それなりの価値がある。

既存の法学部の先生がみんな法科大学院に移るといふ愚は避けられる。

法科大学院の濫設が問題とされているが、模範演技を義務付ければ、下位の大学には、可の先生しかこない。これがはっきりすれば、最初から大学設置は断念しただろう。

もともとこのようにしなかったのが躓きの石だが、今からでも、自他の推薦文をきちんと書かせて、大学のHPに載せさせれば、多少は志願者も考えるだろう。

三 司法試験の出題のあり方

高度の法律家を養成するのか、街弁を養成するのか。それによって出題の仕方が違うのではないか。

現行制度では、弁護士資格は、簡裁と地裁、最高裁などと区別していないし、裁判官として権力をふるい、いずれは最高裁判事にもなる者を養成する制度であるとすれば、高度の法律問題を出すべきである。

しかし、本当に年間3000人も、そんなに優秀な法律家の需要と給源があるのか。街弁を増やすためなら、サラ金、相続、借地借家、離婚、簡単な刑事事件など、身近な法律問題を処理できればよいのであるから、簡単な実務中心の試験に変えるべきである。

しかし、そうすると、高度の法律問題に対応できる法律家がいなくなるのではないかと疑問が起きる。そこでこそ法科大学院の存在理由がある。司法試験に合格するのは当然のことであるが、それでは街弁程度である。さらに、高度の法律問題を扱い、また、裁判官、検事になるには、もう一段の能力が必要である。そのためには、弁護士に二種の資格を作ることも考えられるが、所詮一回限りの試験でそのような能力の判別をすることは困難である。むしろ、法科大学院では、高度の授業を行っているのであるから、その成績を客観的に公平に判定させることとすれば、自然に、卒業生は成績証明書を持参して法律事務所を訪ね、法律事務所は大学の格差を考慮しつつ、採用することとなるだろう。

また、法科大学院の成績がよかった法曹は、それを事務所に掲示するであろうから、一般の庶民でも、成績のよかった方を訪ねるだろう。

もちろん、人生は、大学の成績で決まるものではないが、その後の研鑽、業績を公開して、顧客を集めればよい。

裁判官は、司法試験の成績だけではなく、大学の成績も考慮して、さらに、研修所の成績も考慮して採用するようにすればよい。今の公務員試験と採用は、そのようになっている。

基本は情報公開である。

短答式では、司法試験六法の参照を許していない。六法に出る法律を丸暗記せよという趣旨であろう。しかし、そもそも実務家の仕事は、条文をそらんじていることではない。現実にも、試験の時に記憶しても、実務を行う頃には、忘れてるのが普通である。そして、実務家の仕事は、カンニング自由、時間無制限である。条文を覚えるような試験は無駄である。条文を見て考える試験問題を作るべきである。

このことからみても、試験とは何かがわかっていない者が、制度設計をしているのである。

試験科目は多すぎる。そんなにたくさん同時に実務を行うことはない。刑事法は、裁判官でも、やらない者が多いし、弁護士はもちろんである。三人に一人の法曹が刑事を行う程度にすれば十分である。

四 予備試験と法科大学院ルート

同じ問題で公平に試験すべきである。ただ、法科大学院では、司法試験に関係のない科目を履修しなければならない。法曹倫理とかエクスターンシップなどはその典型例である。

その負担はどのように考慮されるのか。それが無視されるのであれば、予備試験のほ

うが有利になってしまう。

しかし、そもそも、法曹倫理などは、司法試験に合格してから学べばよいものであって、司法試験前に勉強する必要はない。エクスターンシップなど、無駄である。訪ねられた方も、守秘義務があるから、教えられることはいくらかもない。法曹になってから、あるいは修習生の間に弁護士事務所を訪ねればよい。

五 法曹は社会の各分野で羽ばたけ、弁護士就職難対策

司法試験合格者を急増したので、司法研修を終えても、弁護士事務所に就職できないという問題が生じている。日本の法曹の需要はそんなになかったのだ、合格者増加は失敗だとの意見も出ている。

しかし、もともと、法曹増加策は、現在の法曹の需要を前提としたものではない。法曹が社会の各分野に進出して、日本を法的なルールできちんと律することを目的としている。

まず、企業、官庁への就職が期待されている。実際には、採用数は少ないと言われていたが、公務員の職場に進出したらよい。難関の司法試験に合格して、たかが公務員といわれるが、もともと、従来なら合格しなかった者が合格するようになったのだから、これまでよりも格落ちはやむをえない。公務員の世界でも、活躍すれば、昇進も望める。

弁護士ゼロワン地域での事務所開設は結構進んでいる。宮崎南では年収4－5000万と聞く。最初に進出した者が實際上勝ちだから、我先に進出すればよい。ただ、すぐ満杯になるだろう。3人もいれば、たいした収入にならないからだ。

大学の先生を目指すのも良い。ただし、大学の先生が結構良い仕事だとの認識が高まり、これまでよりも激戦になる可能性は高い。司法改革の最大の貢献は、大学教授の給源のレベルアップではないかという気がする。

市区の議員を目指すのも良い。神戸市では、年収1800万円の他に、例の政務調査費が約600万円もつく。私も、副収入がもう少し少なければやってみようかという気がするところである。イソ弁などやってられない厚遇である。議会の現場は、理論も何もなく、違法状態だから、法曹が議会に入って、筋の通った理論を駆使すれば、議会の活性化にも寄与し、住民にも歓迎される。そして、住民と接触すれば、街弁の仕事も増える。

さらに、弁護士資格を駆使すれば、街弁としても、大活躍できる。弁護士がこれまでの弁護士業に留まっていれば、あまり成功は望めないかもしれないが、弁護士は、税理士、弁理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士という各種のさむらい業を兼ねることができる。それを一人で行うなら、ワンストップサービスで、大繁盛間違いない。たとえば、相続案件があれば、民法、民訴法の知識の他、相続税の関係で税理士業務、登記関係で司法書士業務を一人で行えば、これを別々のさむらいが受任するよりも、安く、かつ、迅速に処理することができる。行政法も必修になったので、行政相手の業務も簡単にできる。行政書士業務を兼ねればよい。

簡裁の代理権が司法書士に与えられたが、それは弁護士が實際上簡裁業務を行わなかったためである。急増した弁護士は簡裁業務に進出すればよい。弁護士は高そうだと敬遠されて、司法書士に行く者も、弁護士の方が有能だとなれば、当然に弁護士の門を叩く。案件は小さいが、能率良く数で稼げばよい。

これでは格落ちではないかなどと不満かもしれないが、合格者がこれほどに急増するのであるから、以前なら、司法試験に合格せずに他のさむらい業に就いていた者が、弁護士になるのであるから、他のさむらい業に就いてももとなのである。戦後大学が濫設され、教授の地位ががた落ちしたのと同じなのである。それでも、弁護士は、さむらい業を別々に行うのではなく、一人で全部行えるのであるから、ものすごい資格なのである。他のさむらいを全て駆逐できるだけの資格である。

したがって、法曹が急増したので、合格したけど就職がないなどと嘆く必要はない。本当に脅威を感じているのは、弁護士の卵ではない。これら隣接士業である。これら隣接士業は、弁護士が本気になって進出してこれば、風前の灯火なのである。私は「行政書士の未来像」（信山社）という本を書いたが、未来が明るいかわ暗いかわは書いていない。弁護士などと競争しても勝てるように努力した者だけが明るい未来を迎えるのである。

六 執行官・公証人のボロ儲けを排せー執行官法、公証人法一

阿部泰隆『こんな法律はいらない』（東洋経済新報社、2000年）より

1 執行官はボロい

（1）身分安泰で高額歩合給

判決で勝っても、執行できなければ、画餅にすぎない。その執行を担当するのが執行官である。自力執行は禁止されているから、当事者は執行官に依頼するしかない。この地位がまた曖昧なものだ。もともと執達吏、執行吏と称したが、今は国家公務員である。ところが、その収入は歩合制で（執行官法七条、執行官の手数料及び費用に関する最高裁規則）、大口の不動産執行ではぼろ儲け。年収七、〇〇〇万円もあるという（朝日一九九九年六月一六日一面）。それなら、執行ミスの責任をとるかと思うと、国家賠償法上公務員は個人としては被害者に責任を負わないのが確定判例とされている。国が国家賠償訴訟で敗訴したとき、執行官に重過失があれば国から求償されることがある建前である（国家賠償法一条二項）が、国は国家賠償訴訟で執行官にはミスはないと頑張った手前、今更執行官に重過失があったとして求償することはまずないだろう。

今は、執行官に執行を頼んでも、なかなか順番が回ってこない。民事執行事件は年間約八万件程度の新規申立てがあるのに、執行官は裁判所任命で、全国で六〇〇人程度と数が限られているためである。場合によっては、ハイヤーを用意せよと言われ、行っても、結局は話合えなどと無茶言われることもある。

（2）改善の工夫

一般に公務員の仕事は堅いと言われるが、それは証券会社のように景気次第で浮沈の激しい商売ではなく、個人の売上げも関係ないからである。

執行官は公務員として安全なポストなのに、売上げに応じて儲かる（ロウ・リスク・ハイ・リターン）の）不思議な商売である。こんなに儲かるなら、個人としてリスクを負うのが当然である。そして、適切に迅速に執行する執行官がお客をたくさんとれるように、報酬規制をなくし、透明な任用試験により執行官数を激増して、お客が良好な執行

官を選択できるように、競争を導入すべきである。安全なポストのままでいたいなら、給料は警察官と同じく一律にすべきである。

また、執行官は、依頼を受けたら、すべて順番で受任する義務を負い、執行は情け容赦なく、迅速かつ機械的にしなければならないと定めるべきである。

なお、前記の報道によれば、最高裁は、執行官の手数料を減額し、また、高収入を是正するためにプールして格差を解消するということであるが、焼け石に水だろう。

2 公証人もぼろい

(1) おいしいポスト

公証人は、① 公正証書の作成、② 私署証書（私文書）の認証、③ 会社定款の認証を業務とする（公証人法一条）。契約などの成立を確認するのが仕事である。金銭債務の支払いを約束し、強制執行を認諾する契約を公正証書で取り交わせば、不履行のときは、裁判を要せずに、そのまま執行名義になる。執行認諾約款付きの契約だ（民事執行法二二条五号）。また、遺言は公正証書（民法九六九条）で作れば、死後に無効になるとか、どこかに隠されたといった事態も防げる。紛争を未然に防止する予防法学の任務を果たしている。会社を作るときの定款も公証人の認証が必要だ。

このポストには目下全国に約六〇〇人弱いる。公証人は、本来試験任用であるが、明治四二年法律施行以来試験は一度も行なわれないという違法状態で、実は、法務大臣任命ポストのため判検事の天下り用になっている（公証人法一条以下）。内容は民事法なのに刑事専門の検察官や判事が論功行賞で任命されたりする。そして、数が限られているため、年収は、高いのは五、〇〇〇万円もあると噂される。行政訴訟で国を敗訴させるような裁判官はこのおいしいポストに任命されないという不利益を受けるのではないか。こうした不安も、行政訴訟で国・行政庁に有利な判決を書く裁判官が多いことの一因かもしれないと疑われる。

その手数料は公証人手数料令に規定され（有斐閣大六法の末尾に掲載されている）、結構高い。死んだあともめないようにと、公正証書遺言（民法九六九条）をしようすれば、たとえば、五、〇〇〇万円を超える遺言には五万四千円もかかる。私は退官後小さな会社を作ろうと思っているが、定款認証代は新日鐵でも、こんなちゃちな会社でも、一律に五万円となっている。こんなちゃちな会社の定款認証は簡単であるから、一律に定めるのが不合理である。仕事は「高尚」でないのだから、「公証」人と費用減額の「交渉」をしたいが、無理らしい。もともと、公証人の手数料は施行規則三〇条で「額を減ずることを得ず」と規定されていたところ、一九九三年に公証人手数料令が制定されたさい、この規定は廃止されたが、その趣旨は手数料の減額を認めるということではなく、減額を認めれば不当な競争を誘発し、品位を害するから、できないのは当然のことだという趣旨と解されているということである。なお、割増しが許されないことは公証人法七条二項に基づくと解されている。

公証人に出張してもらうときは、公務員の指定職級の旅費つまりは最高級の旅費を払わなければならない。

これだけ高額の手数料・費用を取るのであるから、公証人が認証した契約は、当事者も騙されないようにきちんとチェックくれるかと思うと、大間違いである。代理出頭が認められているため、本人の真意に反する契約も認証されるのである。

商工ローン最大手の「日榮」は、債務者が返済不能になった場合、裁判手続きを経ずに連帯保証人の給料や不動産などをすぐに差押えできるように、保証人を言いくるめて署名、捺印だけさせ、白紙の公正証書作成委任状を取得し、後日保証額を勝手に記入し、公証役場で公正証書を取得していたという（読売一九九九年一月一九日三九面）。こ

うした悪質な業者に悪用されるしくみなら、むしろない方がよい。

公正証書は、判決なしでも強制執行できる（法律用語で債務名義という）重要な書類であるから、本人の真意に基づく契約かどうかを確認するため本人の出頭あるいは弁護士の代理人の出頭を要するとすべきではないか。それでは手間暇・費用がかかると反論されようが、こうした判決と同じ効力を持つ重要書類にはそれだけの手間暇がかかってもやむをえないのではないか。

定期借家契約については、借家人保護のために、公正証書によらなければならないと決めるべきかという議論がなされたが、どうせ不動産業者が代理で公証人のところに行くだけになるので、費用をかけさせるだけで、ムダであることがわかった。したがって、成立した法律では、この契約は公正証書等書面によることとした。公正証書は単なる例示にすぎない。

（２） 規制緩和を真っ先に

これはひどいと、規制緩和委員会が、法律通り試験をするようにと言い出した。

第一、あなたはこの契約でよいのですねといった確認をする程度の仕事で、こんなにたくさん儲かるのがおかしい。国際取引の契約書をチェックする弁護士の方がよほど難事件を扱い、しかも、責任が重い。

第二に、この手数料を公定しているのがおかしい。弁護士や行政書士の標準報酬を会則で決めたりするのが独禁法違反ではないかと、規制を緩和する時代に、仕事を独占し、報酬を公定するのは無茶苦茶である。

この程度の仕事は、もっと広く開放し、その報酬も、自由料金として、市場で決まるようにし、代わりに、ミスがあった場合の責任をきちんと追及できるようにすべきだ。それで品位を害するのだろうか。そんなことをいえば、市場で競争している業者はすべて品位を害していることになる

少なくともこの程度のものは弁護士なら当然にできるようにし、さらに司法書士にも開放してよい。そして、公証人もこれらの外圧と競争すべきである。公証人による公証の方が費用の割に信用がおけると思う人は公証人に依頼するだろう。

執行認諾付きの公正証書のように公権力を付与する書類の作成は私人たる弁護士に任せるわけにいかないであろうが、簡易裁判所にやってもらったらどうだろうか。あるいは、公証人の独占業務はその種のものに限ったらどうか。

これに対し、公証人からは、執行認諾付き約款の対象を現行法のように金銭債権に限定するのではなく、住居の明渡しなどを除き不動産や動産の引渡しなど、ほとんどの請求権に広げる国が多いので、日本でも公証制度を拡充すべきだという提言がなされている（土屋眞一「論点 公証制度拡充の効用」読売二〇〇〇年五月一〇日）が、右記のような問題点にはふれていない。

以上は、二〇〇〇年現在の記述である。弁護士をやってきが付いたことであるが、公証人が作った公正証書遺言には遺留分侵害のオンパレードである。侵害された者が争うべきだというのである。

七 弁護士法 72 条、強制加入団体の限界

1 業務独占

これは、法律事務は自由業で、法律事件に関する法律事務だけを弁護士の業務独占としている。紛争の解決は、弁護士の独占業務である。それは喧嘩、戦争を扱う。

そのほかの「士」業は、基本的に、行政の協力者である。紛争解決とは、基本的に業務の性質が異なる。

また、紛争は、巖流島の戦いであるから、徹底的な戦いができるだけの能力が必要で

ある。情報を公開するとしても、情報が届かないことを考え、国家による最低保証が必要である。

そのほかにも業務独占制度はたくさんある。

『弁護士、医師、司法書士、行政書士等の資格は何のため？』

これらはいずれも、一定の試験に合格し、登録しなければ業務を営めない業務独占制度である。なお、これに対し、誰でも営めるが、その資格があることを名乗るには資格を要する名称独占制度がある（社会福祉士等）。

法律事務、医療行為を行うには、それなりの能力が必要であるが、クライアント、患者がその能力に関する情報をそれぞれ収集することは、膨大なコストがかかるだけでなく、プライバシー、営業の秘密にも関わるので、ほぼ不可能である（情報の非対称性）。これに対して、国家試験は、権力でその能力に関する情報をまとめて収集するので、能力の判定を効率的に行うことができる。そこで、顧客保護のため、これらの資格を有しない者の業務を禁ずるのである。

ただし、国家が収集できる情報にも限度があり、また、職業選択の自由を制限しないように、それなりの基準にとどめている。そこで、これらの資格は国家による最低保証として機能するにとどまり、これらの資格があれば安心とはいえないので、顧客が適切に選択できるように、さらに進めて、その能力、業績・失敗を公表させる情報公開義務付け手法も必要になる。

また、業務独占が行きすぎていることもある。医業（医療行為）は医師の独占業務である（医師法17条）ため、もともと、救急隊員が救命行為を行うことは、救急車内であれ、許されなかった。その結果、寸秒を争う救急の現場で「医師法に殺される」という事態が生じていた（阿部「救急救命士法と医師法の調和点―医師法に殺されてはたまらない―」自治実務セミナー41巻8号4-10頁）。救急救命士法で、不十分であるが、一応の対応がなされた。静脈注射も、医療行為であるため医師でなければできないことになっているが、それは試験に受かる学力の問題ではなく、手先の器用さの問題であるから、下手な医師にかかるとうまい。この種の業務は、医師の独占とするよりも、患者の評判の良い看護婦に任せるべきである。

弁護士は、弁護士法72条により、法律事件に関する法律事務を独占する。これは全ての法律事務という意味ではなく、紛争処理を意味する。これに対して、司法書士、行政書士などの業務は、基本的には紛争を前提としていない。

司法書士の中核業務である登記申請は、基本的には定型的なものであるうえ、お互いに結婚したいという者の見合いをさせる仲人役であるから、誰でもできるもので、独占業務とする理由に乏しい。行政書士の中核業務も、官公庁への申請であるから、同様である。利用者保護の点は、情報公開を徹底させれば十分である。名称独占に変えるべきであろう。

これに対し、弁護士業務は、いわばお互いに悪口を言い合って、条件を争っている離婚事件のようなもので、敵の反撃を打ち破るため、業務内容も遙かに複雑であって、誰でもできるというものではないし、情報公開にも限度があり、さらに、訴訟をスムーズに進行させるという国家的な理由から一定の資格を必要とするというべきである。

行政書士は、行政の協力者であるから、行政訴訟を勉強したとしても、行政との紛争解決には不適任である。また、領域が広すぎるから、専門性が低い。

司法書士　基本はたかが登記である。独占業務とする理由がない。

社会保険労務士

弁理士

弁護士と共同で訴訟を行えることとなったが、訴訟技術の専門家ではないので、専門家として、訴訟に協力するだけで十分ではなかったか。

税理士も、税務訴訟で、弁護士と共同で、いちいち裁判所の許可を得ることなく、訴訟に関与できることとなったが、その程度で十分ではないか。

2 広告の義務付け、内容の点検を

3 弁護士会の内部規制のいきすぎ 強制研修の無駄

弁護士会は、弁護士の能力向上を図るためとして、会員に一定の研修を義務付けている。大阪弁護士会では、年間10時間の講義を聴くこととされている。東京弁護士会では、何らかの会務を行うこととされ、又、新規登録者には、民事の研修、刑事事件の国選二回、当番二回の出勤を義務付けている。

しかし、これはすべて間違いである。講義をいくら聴かせても、その成果を試験で確認しないので、馬耳東風になる。必要なら自分で勉強するだろうし、必要のない講義を聴かせても無駄である。能力向上が必要かどうか、どれだけの能力が必要かは顧客が決めることであるから、弁護士は自らの能力を表示し、顧客に選択させればよい。自分はどうな研修を受けた、どれだけ勉強したということを表示すべきである。そうすれば、顧客を確保するために実際に勉強するであろう。今は、専門分野とか関心のある分野を表示しているが、それでは能力の担保にはならない。儲かる分野は皆関心があることとされてしまう。

国選弁護は、単なる研修ではなく、実戦である。プロである検事と裁判官と一人で対決するのは、経験したというだけで、誰も指導してくれないから、能力は向上しない。それに、弁護士は自由業であるから、刑事事件を一生やらない選択肢もある。そのような弁護士に国選を経験させても、壮大な時間の無駄である（小生の場合そうであった）。

弁護士である以上は、刑事も民事もすべて一通りやるべきだというのがこの研修義務づけの前提にあるが、それは街弁の発想である。弁護士の中心は街弁であり、特に弁護士会の幹部は、渉外事務所で時間単価で働いているのではなく、街弁であるから、このような発想になる。

しかし、すべての弁護士が刑事を担当しなくても、刑事事件は十分に処理される。

さらに、刑事事件では、顧客にしたくない者の弁護が必要である。しばしば良心に反する弁護が必要になる。そうした弁護を弁護士に研修名目で強制するのは、弁護士会が弁護士の思想良心の自由を侵害していることになる。弁護士は、一般的には事件を引き受けるかどうかの自由を有する（弁護士法29条）のに、研修名目で引き受けを強制するのは、弁護士法違反ではないか。さらに、強制加入団体は、権力主体であるから、人権を制限しないように、義務づけは最小限にすべきなのであるから、国選の義務づけは、強制加入団体でなすべきことではない。

国選は安くて割りが悪いから、引き受け手がたりないので、会員に義務付けるとの発想があるが、それは発想が悪い。国選であれ、弁護士が犠牲的に引き受ける理由はない。

結局は有罪になった者には、弁護士費用を私撰並に負担させるべきである。金がないと反論されるだろうが、刑務所に入っている間でも、鎖付で肉体労働でもさせて、賃金を稼がせるべきである。そして、無罪になった者には、相当の補償をすべきである。

さらに、最近、起訴前の、逮捕されたばかりの当番弁護が被疑者の権利擁護のために不可欠であるとして、当番弁護士制度が導入された。そして、弁護士会は、会員に当番での出動を義務付けたりしている。東京弁護士会は、新規登録弁護士に、2件の当番出動を義務付けている。

しかし、これも国選と同じで、やりたくない弁護士に義務付ける理由がない。

また、当番をただにする理由がない。刑務所の中をよく知っている者が、捕まって、弁護士を呼べ等とうそぶいている。そのために、多忙の中ただ働きで飛んでいくのは正義ではない。費用は取るべきである。これを強制加入団体が内部の者に義務付けるのはいきすぎである。

当番も、競争入札にすればよい。そして、悪いやつからは、あとで弁護士料を取ればよい。

冤罪の人には、何百倍もの賠償をするのが公平である。

八 自治体顧問弁護士の選任を透明に

これは公的な資格ではないので、選挙の事務局長などをした者が選ばれる。公明正大に設計協議で選ぶべきである。

九 検察官の評価

検察官は独占企業であり、刑事事件の起訴裁量権を行使するので、第一次的裁判官といわれる。しかし、それには法的な手続きは何もない。

実態は、証拠もなしに自白だけ強要して起訴する。冤罪がばれるのは氷山の一角であろう。

証拠を隠す 松川事件 諏訪メモが出てきたので無罪になったが、検察官はこれを隠していた。職権濫用による死刑判決である。

検察官こそ死刑にすべきである。

裁判官には任期があるが、検察官には任期がない。外部評価もない。大学教授が批判されているが、検察官は権力を持っているのに、外部の評価にさらされていないので、よけい問題である。政治の不当な圧力にまけないようなシステムは必要だが、それ以上は不要である。

一〇 法務サービスを、安価に便利に

刑事事件の記録を閲覧、コピーする。

東京地検では、1枚35円、その場ではくれず、後日送ってもくれず、取りに行かなければならない。

閲覧の時、パソコンを使うにも電源は取れない。バッテリーが切れてしまう。

横浜地検なら、コピーを送ってはくれたが。

又、謄写代は不当に高い。

大阪地裁では、1枚A4は40円、A3は45円、カラーはA4で150円

山口地裁下関支部では、1枚50円、カラーは250円

登記のさいの登録免許税

不動産の流通を妨げる

商業登記の閲覧、謄写

裁判のさいには、これを訴訟に添付しなければならない。

余分な手間である。被告の方が、そんな会社はないと反論すれば済むのではないのか。